

第3回長野県本人確認情報保護審議会議事録（2006.3.27）

出席委員

清水勉会長、関聡司委員、御手洗大祐委員、坂本衛委員、片桐雅彦委員

県出席者

田中康夫知事、原修二総務部長、太田寛企画局長、吉澤猛市町村課長、
清水英孝情報政策課長 ほか

（司会）

おはようございます。ただいまから、第3回長野県本人確認情報保護審議会を開会いたします。開会にあたりまして、田中知事からご挨拶がございます。

（田中知事）

本日は、再びお忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。またとりわけ先月2日間にわたってまさに私どもの基礎自治体の現場をご視察いただいたことにも感謝したいと思います。この間フジサンケイグループの扶桑社から発行されております、週間SPAというのがありまして、「東京ペログリ日記リターンズ」というのを連載しておりまして、そこに書いたのですが、私がいなくなると突如表現者の方々が皆いなくなってしまうということなので、この審議会、他の委員会も大変大事なものでありますが、とりわけこの審議会の議論というのも前任の方々の時も、大変な結果として先日片山善博知事の文書を読み上げましたけれども、この審議会が提言してきたことがまさに見えなかったものが見えるようになってくる形になっておりますし、同時にこの第2期における皆さんの活動というものも、まさに私どもの県はより水平補完の中でまだ皆が漠としていて疑問や不安を感じながら言葉に言い表せないあるいは数値として示し得ない目に見える形で表せないというものをいち早くそれを解き明かしていくということが、とりわけこの審議会の使命であろうか、と。あるいはその他の審議会も同様でございますが。ですので今日も私時間の許す限りお話をお聞きいたしますし、たぶん今日ご出席いただいても私から何か私の発言自体で記事になるような大変な名言とかいうものは出てこないかもしれませんが、むしろ逆に皆様のご議論の中にこそ本来全国に発信すべきものがたくさんあるかと思っておりますので、ご参加の傍聴の方々も是非耳をかつぽじっていただいております。よろしくお願いいたします。

（司会）

それでは、これより審議をお願いいたします。清水会長様、議長をお願いいたします。

(清水会長)

はい。それではこれより審議事項に移りたいと思います。なお、本日の終了は12時を目途とさせていただきたいと考えておりますのでご協力をお願いします。まず、審議事項1の住基ネットワークの行政事務の効率化と行政サービスの向上についての自治体アンケートの結果について、を議題といたします。この調査は前回片桐委員から提案があったもので、アンケートの質問項目については事前に各委員に了解をいただいた上で県内全市町村を対象に調査を実施いたしました。その結果として事務局の方でまとめて頂きましたので事務局の方から概要の説明をお願いします。

(吉澤市町村課長)

市町村課長の吉沢猛と申します。それでは、私の方からお手元の資料によりまして説明させていただきますのでよろしくお願いたします。資料の1-1と1-2を併用しながら、ご説明させていただきますのでよろしくお願いたします。まず調査結果の概要のところでございますけれども、この調査につきましては3月9日から3月16日にかけて県内の市町村全部の数を対象とさせて頂きました。清水会長名で市町村住基ネット担当課長様あてということで依頼したものでございます。回答して頂きました自治体の数でございますけれども、記載のとおり78(18市24町36村)でございます。なお、3月27日現在の市町村数につきましては記載のとおり83ございまして5つの団体につきましては回答をいただけなかったか、公表を希望しないということでありましたので申し添えます。回収率につきましては、94.0%ということでございます。

まず1の行政事務の効率化ということでございますけれども、(1)にありますように住基ネットの目的のひとつに、自治体事務の効率化というものが挙げられておりますので、あなたの自治体では行政事務が効率化したと評価していますか、という問いでございます。結果でございますが、効率化した、が28団体でございます。効率化していない、が10団体、どちらともいえない、という団体が38団体ということでございました。それぞれの団体数の後のパーセントにつきましては83団体全体の中の割合ですべて記載しておりますのでよろしくお願いたします。まず、効率化した団体でございますけれども28団体の内訳でございますが9市9町10村ということでございます。ですので、市の中の47%、町の中の35%、村の中の26%ということでございますので、規模が小さくなるにつれてその答えが少なくなっていくと、効率化を感じているところが少ないということが見てとれるかと思えます。次にでございますが「効率化していない」10団体でございますが、内訳でございますが、1市4町5村という状況でございます。町村において効率化していないという答えが多いという状況でございます。の「どちらともいえない」38団体でございますが、こちらは8市11町19村というような形でございます。それで、あと「わからない」というのが2団体ございました。その中には先ほども申し上げ

げたように無回答もしくは公表不可という団体5団体は含まれておりません。外数となっております。(2)でございますが、今のところで「効率化した」とお答えになった自治体にお聞きしますということで、具体的にはどのような事務ですか、あてはまるものの番号を記入してください、ということでございました。その結果でございますが、が自治体の事務ということで、その自治体本来の事務というのが27団体ございました。が国の事務というのが6団体、県の事務が1団体、その他の事務が1団体、という結果でございました。具体的には、まず、の自治体の事務ということで27団体お答え頂きましたがこのうちの19団体につきましては転出入に係る市町村長間の通知というものが不要になったわけでございますので、転出入に係る市町村長間の通知事務につきましてはの答えが19団体ということで多い状況でございます。の国の事務というのが6団体ございますが、この中の答えといたしましては具体的なものといたしましては、年金受給現況届の提出不要というものの答えが多くございました。の県の事務につきましては具体的な記載はございませんでした。というのが概要でございます。それでは、効率化していない団体、もしくはどちらともいえない団体につきましても具体的に(3)になりますがお話ししてまいりたいと思いますので、恐縮でございますが資料1-2をお願いいたしますと思います。2ページ目でございますがA3横長の表で恐縮でございますが、効率化していないということで駒ヶ根市さんのお答えがございます。具体的にそこに書いてございますので、「カードの普及率が当市ではまだ低いということもありますが、カード申請から作成、発行の手に間に時間がかかり、事務量はかえって増えています」というお答えがございました。続きまして町村の方の具体的な答えといたしましては、恐縮でございますが9ページをお開き頂きたいと思います。9ページでございますが、下から2つめに山形村という団体がございますがこちらの方でその理由といたしましては、効率化していないという理由でございますが「行政事務で転入通知が省略できたくらいで、住基ネットのセキュリティ対応や、さまざまな事務処理が増えた」というお答えでございます。同様に一枚おめくり頂きて町でございますが10ページの一番下の小布施町でございますが、こちらにつきましても「国などの事務が簡素化されただけで、市町村にはなんのメリットもない。逆に事務が複雑化し、事務量が増大し、財政面でも委託料、リース料が増える結果になった」というお答えでございます。続きましてこの問いにおきまして「どちらともいえない」というお答え、のお答えの団体につきまして主なものをご紹介します。まず市でございますが、1ページ目の上から3番目でございますが上田市でございます。戻って恐縮でございますが、「転入通知が不要になった、公的年金の現況届の証明が不要になった等、効率化した面はあるものの、住基ネットにかかる保守管理経費や担当職員の事務量が増大し、それ以上に大きな負担となっている」というお答えでございます。続きまして今度は村、町村の関係でございますが5ページをお願いいたします。5ページの下から4番目でございますが、青木村でございますが「どちらともいえない」という理由でございますが「転入通知等、効率化した部分もあるが、住基ネット事務そのものや、それに付随し

た公的個人認証等の事務の増加があるため」ということでございます。同じく町につきましても一枚おめくり頂きまして上から3番目でございますが、箕輪町でございますけれども、こちらも同様のご意見でございます「転入通知は以前郵送でやりとりをしていたので、電子情報のやりとりでできるようになった面は効率化したといえる。しかしシステム導入により、管理等の業務もあるので、どちらともいえない」というお答えで、どちらともいえないという理由でございました。

それでは恐縮でございますが次にまた資料1-1へお戻りいただきたいと思いますが、今度は2番目の問いでございますが、行政サービスの向上について、ということでございます。(1)でございますが、住基ネットの設置目的のひとつに、行政サービスの向上が挙げられていますが、住基ネットによって、住民の利便性は向上しましたか、というお答えでございます。結果でございますが、向上した、が37団体、ほとんど変わらない、が38団体、わからない、が3団体ということでございます。無回答、公表不可が外数として5団体ございます。まず、の向上した、という団体でございますが、37団体でございますが内訳を申し上げますと12市12町13村という状況でございます、市の中では63%、町の中では46%、村の中では34%というのがその割合でございます。規模が小さくなるほど向上した、というお答えが少なくなっている、という状況でございます。次にのほとんど変わらないというお答えは全体で38団体ございましたが、内訳でございますが6市10町22村ということでございます、小さな町村になるほど「ほとんど変わらない」というお答えが多くなっているという状況でございます。(2)にまいります、今ので向上した、とお答え頂きました自治体にお聞きしたところ、具体的に住民の利便性はどのような行政サービスですか、ということをお聞きいたしました。その結果でございますが、としまして住民基本台帳カード、これが23団体、住民票の写しの交付の特例ということで広域交付、が28団体、転出届の特例(付記転出届)でございますが、こちらが5団体、公的個人認証(電子証明)でございますが、こちらが22団体、その他でございますが6団体ということでございます。具体的な内容でございますが、とにつきましてはこれ以上の説明はしなくてもご了解頂けるとお思いますのでこのところでございますが住民基本台帳カード23団体というお答えでございましたが具体的にそのサービスの内容につきましてお聞きしたところ運転免許証を持たない高齢者の身分証明書代わりにカードとして使える、というお答えが15団体ございました。番目の公的個人認証(電子証明)のところ22団体のお答えございましたがこの具体的な事例といたしましては電子証明書を利用した確定申告、というお答えが9団体ございました。あとその他のところ6団体ございますがこちらにつきましては先ほどもご説明いたしました公的年金の受給にかかる証明が不要になったというお答えがその内の4団体ございました。それでは、(3)にまいりますけれども(1)で、と答えた団体、要は「ほとんど変わらない」「わからない」と答えた団体にお聞きしたところでございますが、これにつきましては恐縮でございますが資料1-2をよろしくお願いたします。まず、「ほとんど

変わらない」というお答えの内容でございますが、1ページ目の下から3番目の飯田市を
ご覧いただきたいと思ひます。2.(3) の理由は?という欄でございます。「住基ネ
ットを利用した行政サービスを必要とする住民が少ない。住基カード、個人認証も利用範
囲が少ない。ただ、担当者とすれば、転出の確定が迅速にできることは利点である。」とい
うお答えでございます。次に町村でございますが5ページをお願いいたします。5ペー
ジの上から3番目でございますが、御代田町でございますがご覧いただきたいと思ひます。
こちら「ほとんど変わらない」というお答えでございますが、その理由として「住基カ
ードを含め、自分にとって必要だと考える住民が少ないように思われる。広域交付や付記
転出届等、利用する人も非常に少ないのが現状である。」というお答えでございます。次に
村の関係でございますが7ページをご覧いただきたいと思ひます。7ページの一番下で
ございますが下條村でございます。理由でございますが「住民票の広域交付の請求は1年に
1件あるかないかである。また、住基カードや電子証明も件数がごくわずかなため、住民
にとっても、今までとそれほど変わっていないように思う。」というお答えでございます。

それではまた次に資料の1-1へ戻らせていただきます。恐縮でございますがよろしく
お願いいたします。まず3ページ目の3.費用対効果と今後の方向性について、という設
問でございます。まず(1)でございますが、あなたの自治体では、住基ネットは、費用
対効果という観点から、適正なバランス状態にあるとお考えですか、という問いでござい
ます。お答えでございますが、適正なバランス状態にある、が2団体、適正な balan
ス状態を欠いている、が43団体、どちらともいえない、が22団体、わからない、
が10団体、という結果でございます。 、 つきましては内訳につきまして申し上げ
ますが、43団体適正なバランスを欠いているという中で、8市13町22村が という
お答えでございました。割合から申し上げますと、市の42%町の50%村の58%がバ
ランスを欠いているというお答えでございますので、規模が小さくなるほど、バランスを
欠いているという感覚が強くなっている、というのが見て取れると思ひます。 のどちら
ともいえない、つきましては、22団体でございますが内訳につきましては7市6町9村
という状況でございます。次(2)にまいりますけれども、ではあなたの自治体では、適
正なバランス状態を維持するために、あるいは適正なバランス状態にするために、何らか
の取組みをしていますか、というお答えでございます。取組みをしている、という団体
は7団体でございました。取組みをしていない、という団体が70団体でございました。

取組みをしている、というお答えをした7団体の内訳でございますが、4市2町1村の
状況でございます。具体的な内容といたしましては、各団体すべて共通的なものでござい
まして、住基カードの普及等について、市町村の広報や、チラシ、パンフレットによるP
R活動というお答えでございました。(3)にまいりますけれども、(2)におきまして
取組みをしている、というお答えを頂いた自治体に成功しましたか、ということをお聞き
したところ、答えは、成功した、が1団体、失敗した、は0団体、どちらともいえ
ない、が4団体、わからない、が2団体、という状況でございました。次に(4)のあ

あなたの自治体の実情から考えたとき、あなたの自治体では今後も住基ネット制度が続くことを希望しますか、あてはまるものを記入してください、というところでございます。希望する、26団体、希望しない、10団体、どちらともいえない、40団体、わからない、1団体、ということでございます。まず、の希望する、とお答えになった団体は26でございますが、内訳でございますが8市9町9村でございます。ですので割合としましては、市の42%町の35%村の24%ということで、やはり市町村規模が小さくなるほど希望する団体が減っているということでございます。次の希望しない、という団体でございますが、こちらにつきましては10団体でございますが内訳でございますが市はございません。0市3町7村ということで希望しない団体は町村に多い状況でございます。でございますが「どちらともいえない」という団体につきましては、40団体ございまして、10市11町19村という状況でございます。以上が(4)の説明でございます。

それでは次の4ページ目はその他住基ネットに関するご意見をご自由にお書きください、ということでございます。こちらにつきましては恐縮でございますが、資料の1-2をご覧いただきたいと思っております。まず資料1-2の前半部分につきましては市、後半が町村という形になってございまして、傾向といたしましては多くの場合市におきましては現行の制度を何らかの形で利用していったらどうか、という要望が多い状況でございまして、後半ご説明いたしますが町村につきましては住基ネットについて負担が大きいということで何らかの補助をして頂きたい、というようなご意見が多いという状況でございます。それでは具体的に申し上げます。まず市の状況でございますが上から4番目に岡谷市というところがございまして、こちらのご意見をご紹介させていただきます。岡谷市につきましては「どちらともいえない」というお答えでございます。「現在は、国が目指す電子政府、自治体の構築の入口に過ぎず、その効果について評価することは時期尚早であると考えます。しかし、住基ネット、住基カードの利便性について、住民レベルで普及し、また、それについて実感できるものは少ないため、国、県において多くの自治体が安価で導入できる住基ネット、住基カードを利用したシステムの構築、提供をお願いしたい。」というご意見でございます。つづきまして、3ページをお願いいたします。3ページ目の一番上が飯山市でございますが、こちらのご意見を紹介します。「住基ネットは公的個人認証サービスの基盤であり、インターネットを経由した行政手続きの個人申請には欠くことのできないシステムであることは、理解している。しかし、オンライン申請の方法が難解であるため、利用が進んでいないのではないだろうか。また、利用できるサービスもまだ少ないので、国に対して、こうした点の改善への働きかけを今後も継続して行っていただきたい」というご意見でございます。続きまして町村のご意見ということで5ページ目をお願いいたします。5ページ目の一番上に佐久穂町がございまして、こちらのご意見をご紹介しますが、「稼働以来、市町村は機器維持のための経費や、多くの時間を注ぎ込んできましたが、それに見合ったメリットを感じられずにいます。今後、多方面にわたり、有

効に使えるものを期待するばかりです。しかし、そのために町村がこれ以上、経費的な負担をするのは誰のためのシステムかを納得しないうちにはできないことと思います。」というご意見でございます。続きまして一枚おめくり頂まして6ページ目の下から2つめが中川村でございますが、こちらのご意見をご照会させていただきます。「人口の少ない自治体では、CS端末、公的個人認証端末等機械の取り扱い業務、保守、セキュリティなど、負担が増えるが、人（職員）は増えず、経費は増える。経費の面で補助をしてほしい」というご意見でございます。あともう一つ村のご意見をご照会させて頂きたいと思っております。11ページをお願いいたします。11ページのちょうど真ん中ほどに野沢温泉村がございますので、こちらのご意見を紹介させていただきます。「小さな自治体では、職員がどんどん減らされ、職員が多方面にわたり、同時に仕事をしなければならない現状であり、正直なところ、住基ネットどころではないです。住基ネットにかかる経費分、職員が増えた方がどれほど仕事が楽になるかと思っております。」というご意見でございます。以上資料につきまして行ったり来たりで恐縮ございましたが、資料1-1、1-2についての説明でございます。よろしくをお願いいたします。

（清水会長）

事務局の方々、本当にご苦労さまでした。非常によくまとめられていると思っております。回答頂けなかったところが5ですね。

（吉澤市町村課長）

無回答が2団体、公表を希望されないところが3団体という事で、審議会は原則公表でございますので、調査結果を頂きましたあともう一度確認のために各市町村に対しましてご意見を公表させて頂きませんが差し支えがある団体につきましてはお申し出くださいということで確認したところ3団体が「申し訳ございません」というお答えでございましたので、合計5団体が結果としてこの調査結果にのらない、という結果となりました状況でございます。

（清水会長）

はい。回答がなかったところが2団体という事ですね。

（吉澤市町村課長）

そうでございます。

（清水会長）

ありがとうございました。事前に私ども委員には送って頂いたので目は通していたんですけど、とてもいい調査ができたと思っております。では委員の方から質問や意見があれば出し

て頂ければと思います。関さんいかがですか。

(関委員)

まず、コメントとしては、やはり小規模な自治体におけるセキュリティの負担、他の負担もあるんですが、特にセキュリティを中心とする対応の負担というのが結構相対的に高まっている状態がこの調査ではっきりわかったんですけども、では具体的にどういう対策を講じればいいのかというのが結構難しいのかなと思います。やはり職員の数が限られますし、能力といますか、セキュリティに関する知識も現場の担当者、窓口の担当者も含めて人間的な対応も含めてのセキュリティの対応が必要ですので、そういうところまできちっとやるというと、やはり規模のメリットのないところでやるのは結構つらいのかなと思います。そういう状態でもし解決するとなれば新たな投資になってしまうんですけども、システムの方で何らかの対応をとるとというのがやはり必要かな、と思います。そう簡単ではないんですけども。例えば強制的にセキュリティを守らないと使えないとか、間違った操作をすると必ずエラーがでるとか、そういう強制的にシステムとしてセキュリティが実現できるような仕組みを導入するのがひょっとしたら必要なのかな、という感じを受けました。ちょっとこれはもう少し時間をかけて検討しないと、特に小規模な自治体におけるセキュリティ対策のあり方というのは結構難しい問題かなというふうに感じました。

あと質問なんですけれども、調査を開始する前に付け加えればよかったのかもかもしれないんですが、例えばいろんな調査の項目の中で効率化したとかしてないとか、あるいは向上したとかしてないとか、あとバランス状態が適正であるとかないとかあるんですが、普通企業が事業をする場合に投資に対してどういう効果が得られるか、というのを事前にもプランとしてたてますし、あと実際にやったあとのレビューと、それを踏まえた見直しというのをやるんですが、その時に企業の場合は売り上げであるとか明確な指標があるからわかりやすいんですけども、行政事務の場合は非常にその辺は難しいと思うんですが、一方効率化されたとかされないとかという判断をしている以上、何らかの指標があってそれが暗黙の了解でものさしが県内にあるのかなという理解をしているんですが、その辺はどうなんでしょうか。一番わかりやすい例でいうと行政事務の効率化という項目については、例えばシステムを入れたことによって職員が元々やってた担当してた職員の数が減らすことができその分他に回せることができました、だからこの事業はうまくいってます、とか、という話になるかと思いますが、行政サービスの向上についてはもっと難しい指標が必要かなと思うんですけど、その辺の考えというのは県の方ではあるんでしょうか。

(清水会長)

事務局の方でお願いします。

(吉澤市町村課長)

行政サービス全般についていえることでございますけれども、やはり最小の費用で最大の効果というのは、地方財政法上求められている状況でございます。具体的に実際どの施策でどの程度の効果をあげるかということにつきましてはそれぞれ置かれている施策等がいろいろ複雑でございますので、いろんな指標をとらえてそれぞれ投資効果と実際あがるものというものをそれぞれ判断した上で、総合的な判断というようなものでやられているのではないかと思います、ですから、この1.(1)の効率化した、ということにつきましては、具体的にはあとどのような事務というベースでしか今回の設問の中ではお答え頂いていないものですから、結果といたしましては担当者自体の手間が省けたという意味での、例えば転出入に係る市町村間の通知事務というようなお答えで帰ってきたものもあろうかと思ひまして、その行政事務というのが少し広い漠とした設問になってしまったために、こういうお答えになったのではないかと今考えておるところでございます。ちょっと十分なお答えになってないかもしれませんが、申し訳ございません。

(清水会長)

確かに、抽象的といえはそうですけれども、関さんのご指摘はもっともなんですけれども、答えを全部読んで頂くと、自治体の言わんとするところは何となく分かるような。

(関委員)

明確な答えを期待しての質問ではなくてですね、特に興味があるのは、3項の費用対効果の設問のところですね、(1)で適正なバランス状態にある、というふうに回答してきている団体が2団体あったりとか、(3)で施策が成功したというのが1団体あるんですけど、この団体はどのような判断基準でこういう回答をしてきたのかな、というのがちょっと興味がありまして、できれば具体的に追加で聞いていただけるとありがたいという程度の質問でございます。

(清水会長)

アンケートの内容を読む限りは、その設問ごとに答えてるという感じで、前後の答えの合理性というのには疑問を感じなくはないと思いますね。その意味ではこういった分類の他にちゃんとしたレポートとして、項目を審議会でもとめた方がいいでしょうし、関さんご指摘のようなことについても補充などした方がいいかもしれませんね。とりあえずよろしいですか。御手洗さんお願いします。

(御手洗委員)

ひとつ私も、質問というよりも感想からお話させていただきますと、やはり先般の視察も含めて小規模の自治体の負担というのは非常に大きいのかなというのが今回のアンケートからも非常によくわかりました。ここは早急に何とかしないといけないんだろうなと

思っています。特に先ほど野沢温泉村さんのコメントなんか相当悲痛なものがありますし、実際に視察の際にも小さい自治体の方が一人で担当されてるというようなところを現状としてみているところを考えると、かなり厳しいのかな、というふうに考えてます。特にそういったところでセキュリティ面で本当に十分に対策ができるのかということと本当に疑問な部分がございます、こちらを考える上でもセキュリティの事を考える上でもちょっと問題があるのではないか、というふうに思っております。

あと関さんもそれをどのように解消するかというようなお話だったんですが、ひとつとしては自治体間の横の情報の共有みたいなことをもうちょっと積極的にやられた方がいいのではないかというふうに思ってます、総務省さんの方でもこの間SNSを何か始めるような話があったんですけど、まあ実験的というふうなお話だったんですけども、そういった新しい情報共有の仕組みみたいなものを使ってですね、もうちょっとお互いの運用のノウハウであるとか、そういったところを共有しながら効率的に進める努力というものの方でできないものかということも少し最近考えております。

あと、システム導入のROIみたいなお話が関さんの方からもありましたけれども、やはり目標をどこに据えているのかというのがよく見えないというのが、私も感想としてありまして、できれば具体的にそういった数値的な目標みたいなものを設定しつつ、そこへの達成具合みたいなものを評価していく仕組みというののもやはり必要なのではないかということを感じております。

あと質問という意味ではですね、3.(2)なんですけども顕著に数字が、要は皆さんかなり適正なバランス状態を欠いているというふうにお答え頂いている訳なんですけれども、その住基ネットの利用に関してそのようにお答え頂いているんですけども、それに対して取組みをしていないという方が9割近く上っているというのはいったいどういう事なのか、というのは感じているところがありまして、とはいえ不要と思っているわけでもなく、どちらともいえないというような状態になっているというのは、かなり私としては理解しかねる状況でありまして、この辺に関してもし何かおわかりになることがあれば教えて頂きたい、あるいは今後どうしてこういった問題に関する取組みをしていないのかということに関して調査をしていく必要があるのではないかというふうに考えております。以上です。

(清水会長)

質問を含んでいるんですか、今事務局に対して。では、事務局で答えられる範囲内でお願いします。

(吉澤市町村課長)

今回この3.(2)の欄をご覧くださいますと、具体的な取組みをしているとお答えになりましたところは皆さんそれぞれ市独自の広報等において住基の紹介をやっていますと

いうお答えでございまして、それ以外の団体につきましてはそれぞれ住民基本台帳の窓口といいますが、そういうところでの国で用意したようなリーフレットのみを受動的な形での普及といいますが、そういう形ではないかと考えております。この中で具体的には市の一部と上伊那の一部にそのような形での動きがあるような形でございますので全体としましては自分たちの団体における積極的なPRというのにつきましては、積極的な姿勢があまりみられないというのがこの調査結果からの結論といいますが見方ではないかと考えております。

(清水会長)

ありがとうございます。そういった意味では、広報ですとか、リーフレットというのはだいたいどの自治体でもおいてあるので、それを取り組んでいるといえればほとんどの自治体で取り組んでいるということもいえます。この「70」の方はおそらくそういうものではなくて独自に自分たちで積極的に何かを進めていくという意味ではやってない、とそういうことですよね。

(吉澤市町村課長)

そういうことでございます。

(清水会長)

はい。ということが推測されますので、この「7」と「70」の実情は大差がないようです。

それでは、坂本さんお願いします。

(坂本委員)

特に質問はありませんけれど、私の感想というかコメントですが、非常にわかりやすく問題点を浮き彫りにするような調査結果が出たのだと思います。特に全県の自治体がほとんどですね、名前を出してきちっと細かいところまでそれぞれの各項目を答えて、その結果というのがなかなか散々たるものというか、ひどいものというか、しょうもないものというか。そのことが更に鮮明になったと思います。自治体では特に小規模な自治体、市よりは町、町よりは村という順序で、とんでもないお荷物を住基ネットが課している、手のつけようがないというようなことがわかつて思います。

特にいくつか、行政事務の効率化のところですけども、効率化していないというのが12.0%、どちらとも言えないというのが45%、ということは6割です。マイナスまたはゼロといっているのが6割で、ゼロというのはどっちでもないんですけど、お金は日本全国で考えれば何千億円もかけているのですから、結果的にはマイナスってことですよね。それから、やはりお金のことですけども、費用対効果の問題がまともなバランス状態にあ

るんだというのが2%ぐらいですよ。バランス欠いている、どっちともいえない、わからないが9割ですから、お金の面でもしょうもないと自治体が考えていることがはっきりしたと思います。それから今後の見込みみたいところで、続くことを希望しない、あるいはどちらともいえない、わからないを入れたら6割以上です。このような意見がほとんど県全体でやってこれだというのは相当大きな問題、大きなアンケートの結果であって、これを基に議論を進めていって問題点を更に明らかにしていくという必要があるかと思えます。だいたいそんなところです。

(清水会長)

ありがとうございます。

片桐さん、いかがですか。

(片桐委員)

行政事務の効率化については、回答内容を読み込んでいくと、「多少は効率化したけどもその分手間も増えているので、どちらとも言えない」というような意見が多かったのかなと思います。行政サービスの向上については、これはお願いしたいのですが、前回の審議会の時に年間の住民票の交付件数に対して広域交付の件数が何件あるのかというような資料をお願いしたら会議前に事務局さんから送っていただいたのですが、これ会議資料で公表できるものであれば一緒につけてもらいたいと思います。それらも合わせてみると行政サービスの向上については、向上したという回答をしている市町村が37団体あるのですが、向上した内容を見ていくと、広域交付の件数が全体の住民票の交付件数に対して0.08%でしかない、それから転出届の特例も転出届けの件数に対して特例の件数が0.013%というごく少数になっておりますので、その資料も一緒に付け加えてみるとわかりやすいかなと思いますのでお願いします。

最後に3番の費用対効果と今後の方向性についてというところで、事務局さんからの説明では大きな市レベルの方が割りとメリットがあって小さな町村レベルではメリットが少ないというような回答だとありましたが、適正なバランス状態にあると答えた市町村は1町1村、市においてはひとつも適正なバランス状態にあると答えていない状態でして、そういったことを考えると、ほぼ全団体が適正なバランス状態を欠いているという回答があったということは非常に現実的にこういう問題があるということであり、現実的な問題として明らかになってきたと思います。

(清水会長)

ありがとうございます。

片桐さんからご指摘だった住民票関係資料ですか、これは公表できるものなのですね。

(吉澤市町村課長)

お送りした資料のうち平成16年度の年報の方からお取りしましたものは公表されたものでございますので、そちらにつきましてはお配りさせていただくことができます。ただA3の横長の各月ごとの住基カードの発行状況等につきましては各市町村さんに調査をお願いしたときに前回は非公開で資料をいただきましたので、その分につきましてはご容赦ねがいます。

(清水会長)

それは前回了解していますので。情報公開請求あったらどうなるかはその時ということで。住民票関係資料はいいですね。

(奥原市町村課企画員)

今回の審議会の議事録をアップする時に、この資料もつけてアップするようにいたします。これは公開できます。

(清水会長)

ありがとうございます。

アンケートの答え方はどうしても抽象的になるので、実際どうなっているかというところが一緒に見られると、果たしてそうなのというのか、これをもって効率化したと言えるのかという、片桐さんから指摘された問題が非常にわかりやすくなります。ぜひ一緒に公表していただきたいと思います。それから今回各自治体のアンケートの回答内容が資料の1-2で詳細に出ていますけれども、これを見るとそれぞれの答えについて、一貫性がないといいますが、効率化したといいながら、これ関さんがおっしゃったことと対応するのですが、どういう投資をしてどれだけの効率を上げるかという設定があってそれができている、あるいはそれを超えることができたという時に効率化できたというふうにいふべきだろうと思うのですが、答えの内容をみるとほど遠い実情があることが明らかだという気がします。「適正なバランス状態にある」というのと効率化したというはある意味同じ答えになっていなければいけないと思うのですが、効率化したといいながら適正なバランス状態にあると答えたところは2自治体だけです。しかも一町一村。町村は自治体規模からして適正なバランス状態になるはずがないのです。そこがこういう答えをしているのはわかりにくいところです。これは事務局よりも片桐さんに聞いてもいいのかと思うのですが、こういう答えになってしまうのはなぜなのでしょう。その辺りっていうのは例えばこんな考え感覚なんですというのがあれば教えていただきたいのですが。

(片桐委員)

設問に対して一個一個答えを作っていくということでこういう回答結果になったのだと思います。先ほどもご指摘ありましたようにこの事務に対して例えば数値目標だとか明確な目標があるのであれば、それに対して全体として行政サービスが向上し、事務の効率化が図られたかを全体として筋のとあったといいますか、理にかなった答えが出てくるのですけども回答している職員が特にこれに対して明確な目標をもたずにやっていますので、単に事務が効率化したかと聞かれれば多少なりとも効率化したねということで効率化したとしてしまう。それから行政サービスの向上も若干でも電子証明を使っている人がいるのであれば効率化したのではないかということになってしまいます。ただ結果として市町村の担当課あるいは職員がどういうことを思っているのかということは、3番の(4)の結果に感覚としては如実に現れていて、そうはしていますが、自治体では他のサービスもやっていますので他のサービスに比べてもこの住基ネットのサービスが適正なバランス状態を欠いているということをここで結局書いてきたというような感じだと思います。

(清水会長)

「適正なバランス状態にある」と答えているところでも独自の取組みをしているかということには「していない」となっている。ものすごく努力をしてやってもなかなかバランス状態というのは難しいと思うのですけども、これは片桐さんに聞いてもしょうがないのですよね。努力をしないで「適正なバランス状態にある」と答えるというのはどういう感覚なのでしょうか。今おっしゃられたとおりここはトータルの答えになると思うのです。ところが、そうではなく、これまで効率化されたところもあると断片的に答えているのでしょうか。

(片桐委員)

あくまで予想というか推測ですけども私も。これが住民基本台帳法という法律で定められたサービスであるということを自治体の職員思っていますので、法律で定められている以上は明確な数値目標がなくても誤解を恐れずにいうと「いくらかかってでも法律で定めてあればこれはやるんだ」というような感覚から、別にいくらかかってでもそれは適正なバランス状態にあるんじゃないかという答えも考えるのかもしれない。そういうことも踏まえながら考えると(4)の方でもこれだけバランス状態を欠いていながら希望しないと明確に答えたのは10団体で、どちらともいえないという回答も多いわけですし市町村の職員からすると総合的に判断をするとよくわからないというような感じでこういった答えが出てくるのかなという感じです。

(清水会長)

他の委員の方、ご意見あれば。

最後に片桐さん指摘した(4)のところの法律が自治体選択制になると「10」の自治

体は明らかにやりたくないと答えるのでしょうか、「どちらともいえない」と答えた「40」自治体はどのようなのですかね。片桐さんどうですか。

(片桐委員)

40ですか。選択制になって本当にそうなってくれば分かれると思いますけども、確実に言えることは希望すると言っているところが31.3%ありますのでそこについては選択制では手を上げるでしょうけど、他はどうですかね。何とも言えませんね。

(清水会長)

そもそも希望するということについても全国ネットワークだからというのが前提にはあるでしょうね。どうですか。ご自由にご意見を出していただきたいのですが。御手洗さんどうですか。

(御手洗委員)

確かに現在国が目指す電子政府は自治体の構築の入り口にすぎずその効果について評価することは時期尚早であるとコメントされているのですが、私も確かにそう思わないところはないのですが、だとすれば全体としてどういう方向に向かうべきものでどういった政策的な目標であるとか数字的目標があるということをもう少し言ってもらわないと困るしそういうところが見えないからこそ逆に言うと自治体としてもよくわからない、けど上からふってきたのでやらざるを得ないという状況にあるのではないかと考えているところもあるのですね。方向としてどっちからやるべきものなのかというのはよくわからないところもありますけども全体として何か曖昧模糊とした印象が住基ネットというものに対して今回のアンケートを見ていても感じるところがありました。

(清水会長)

アンケート結果の中で松本市が行政サービスの向上の取組みについてのところで県による使用業務の未実施、国による本人確認情報利用の未実施ということで県や国が悪いという書き方をしているのですが、今回のアンケート結果を通じて思うのは実情と法の仕組みというのが矛盾をしていてそこら辺について自治体の方が自治事務だということから出発してないという気がするのですね。関さんがおっしゃった費用対効果を考えなければいけないのは県とか国ではなくて市町村なんですね。市町村を責任主体としてこのネットワークを作ったということですから、住民基本台帳法という市町村を責任主体とする法構造になっている法律の枠内に収まっているわけで、国や県が管理するネットワークだということであればこれは住民基本台帳法とは全然違う別のシステムを作らなければいけません。それをあえて市町村の仕事の中に入れたわけですから、費用対効果は文字どおり各市町村が考えなければならぬ問題になります。費用の捻出も各市町村で考えなければいけない

問題で、それを県や国からもっとお金がこないかとか、ちゃんと方針出してほしいとかいう話ではないのです。

(御手洗委員)

そこが一方で法律として定められているようにやらなければいけないという中に置かれているわけですね。自治体としては。

(清水会長)

でも、市町村が望んで作った仕組みならば市町村が望んで仕組みを変えればいいというそういうことではないですか。その法律の立法経過からすればそういうふうにしないと根本的な問題の解決はないと思うんですよ。坂本さんどうですか。

(坂本委員)

よくわからないかちょっと前向きなところもあるんだといっている自治体もいくつかあるんですよ。希望するんだと。役所っていうのはきっと、とりあえず今ある仕事、自分達が手をつけているものに、一からだめだという答え方はいつでもしませんよね。自分そのものも否定されてしまうみたいな話ですから、それはやらない。少しは望みをつなぐみたいなことを答えているのでこういう結果になるというのが一つ。もう一つはやはりお国から押し付けられたけれども法律で決まっていることであってという逃げ道というか、そこがあるんで、もたれかかってあまりそのものの効率の問題とかお金の問題ってそれだけをつきつめているのではなくてというところで、こういういまいち煮え切らないとかそういうような感じの答えが出てきているんだと思うのです。これはしばらくして、先ほども片桐さんもおっしゃられていましたが、効率化というけどもそれはどのくらいの一体パーセンテージになっているのというふうに、件数で見ると例えば0.0がいくつつくという話というようなものをもう少し具体的に担当者が例えば数値でポイント化できるような質問とか、あるいは将来をどう希望するって聞くときにはそういった選択肢もあると思うのだけどどうだ、それについてどう評価するかというような聞き方をしてみるとか、もう少しだから今年の後半とかでいいと思うのですけども、具体的な質問をして同じようなアンケートをやるんだということも一つの手かなという感じはします。

(清水会長)

関さんどうですか。

(関委員)

適正なバランス状態を欠いているという認識が結構多いにもかかわらず、先ほど御手洗さん言いましたけど、改善に対しての取り組みをしてないところが非常に多いというのは、

自治事務というのか自治体の自らの事務という認識が薄いのかなという感じを受けていますね。バランス状態を欠いているのであれば、通常であれば事業をやめてしまうかあるいはバランスが少しでもよくなるように改善をしていくというのが通常だと思うのですが他の状況であれば法的にはやらなければいけないということであれば、これは改善のための施策をいろいろ考えなければいけないのですが、当事者意識がないのですかね。確かに理解に苦しむところではあります。

(坂本委員)

バランスを欠くというところでは、ちっちゃな自治体ではほとんど全部バランスを欠いているというところもあるわけですよ。住基ネットに限らず。だからそれについてどうの言われてもどうしようもないよっていう自治体は、特にちっちゃいところいっぱいあるような気がしますけど。全部丸抱えでお金はないのよっていう自治体は、最初からバランス欠いていると思っているんでしょうね。住基ネットにそれは限らないのだと思います。

(清水会長)

今回のアンケートの自由記載のどこかにあったのですが、住基ネットに費用をかけるくらいだったら職員の削減をとめてくれないか、人をいれてくれた方がいろんなことに使えるからいいと書いたところがありました。これは非常にいい資料ができたと思います。今回公表できなかったところを含めて審議会の方でレポートとしてまとめた方がよいのではないかと思います。事務局にももちろんご協力をいただいてということなのですが、いかがでしょうか。片桐さんが中心になるのかと思います。

(片桐委員)

会長さんおっしゃられたとおり審議会としてまとめてレポートとして出すという方向で賛成です。

(清水会長)

これを踏まえた上でさらに、坂本さんや関さんから提案がありましたけども、もうちょっと具体的に質問していったら何を明らかにしていったら何を解決していくべきなのかが各自治体で見えやすくなるようにしていった方がいいかなという気がします。また、今回全面的に協力していただいた各自治体にその成果をきちっと返していくという意味でもレポートは作った方がよいと思います。片桐さんを中心に、他の委員も協力するというのでまとめたいと思います。それから先ほど御手洗さんの方から自治体の情報の共有による管理面での効率化ということと安全性の向上という問題があります。これは行政情報の方については割とやりやすいと思うんですけども個人データの方になると法的責任との関係がかなり難しいかなという気がします。L G W A Nはもともと行政情報の共有化を考えてい

たものです。上伊那連合の方にはこれからぜひ調査協力をしていただきたいと思います。各市町村と上伊那連合との契約や協定、責任はどうなっているのかという問題点があります。御手洗さんはどういうふうにご考えていらっしゃいますか。

(御手洗委員)

私はその辺はあまり詳しいわけではないのですが。例えば運用上のノウハウみたいなものがあったとしても共有は難しいという話なのですかね。

(清水会長)

関さんどうですか。

(関委員)

先ほどの御手洗委員の話というのは例えばセキュリティに関する情報をもうちょっと供給するところを共有するという形で運用をしやすくするかセキュリティの確保を情報面で向上させて上げていくとか、そういうふうにとらえたんですけど。

(御手洗委員)

おっしゃるとおりで、専門的な情報というのはかなり欠落しているという印象を受けたのです。その辺の技術情報なり日々の運用のノウハウでやっていくといくつかでてくるものがあると思うのですがそういうものをお互いで持ち合うともう少しうまく運用ができたりする可能性があるのではないかと。そこまで自治体であまりそういう横の情報共有というのをやられてこなかったという気がしています。

(清水会長)

年に一回、二回でしたっけ。住基台帳と戸籍のあるんですか、そういう会議。

(奥原市町村課企画員)

正確な名前忘れてしまったのですが、戸籍と住基の担当者が集まったの総会というのが年に1回あります。あとそれぞれ、地域ごとにもあってそれは回数は何回かは言えないのですが。1回ということではなくて、数回やっていると思います。

(清水会長)

実は私も前回の審議会の時にそれに一度出席したことがあるんですけどそういう場で御手洗さんおっしゃったようなことというものが共有していく場にしていけばいいのかなと思うのです。

(御手洗委員)

それだけじゃなくて、そういうところにむしろITを活用していけばどうかと思います。

(関委員)

ITを活用するなら年に1回ではなくて頻繁に情報の提供なり共有ができるはずですし、供給元が県なのか広域連合なのか別の専門家なのかわからないですけどなんらかのそういった形の仕組みを作れば少しはよくなるかなという感じはしますね。

(清水会長)

私が言ったのはそういうものを作る前提としてそういう場で話を意見交換をした方がいいのかなと県の方からこれやりましょうよと一方的にいわれても、困るでしょうから。それについては御手洗さんの方から問題提起の簡単なレジュメを作っていただけますか。

(御手洗委員)

はい。

(清水会長)

次回それについて意見交換をしてそれを県の方からか、各市町村に提案をしてゆくといいことやってらどうか。場合によっては何箇所か手分けして我々委員が出かけて行ってその話をしてはどうでしょうか。では御手洗さんお願いします。

(御手洗委員)

はい。

(清水会長)

ではお願いします。

次に審議事項の2の「住民基本台帳法の改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(吉澤市町村課長)

それでは資料の2-1と、関連しまして2-2につきまして後でご説明させていただきますのでよろしくお願いいいたします。まず資料の2-1でございますが、住民基本台帳法の一部を改正する法律案の概要という資料でございます。住民基本台帳法のあり方についての検討会の報告書につきましては昨年12月2日の第1回の審議会で報告書の概要につきましてご説明させていただいておりまして今回の法律案はそれに沿った形の改正案が提案されております。3月6日に閣議決定がなされておりまして現在通常国会で審議されて

いるという状況でございます。改正のポイントでございますが上段に書いてあることになりまして、今までは何人でも閲覧を請求できるという制度でありましたけど、これを廃止しまして個人情報保護に十分配慮した制度として再構築するというのが今回の改正のポイントでございます。

まず(1)でございますが、閲覧することができる場合というものを大きく2つに限定したということでございます。まず でございますが、具体的には後ろに法律がつけておりますのでまたお時間のある時にご覧いただきたいと思いますが法の第11条におきまして、国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために閲覧する場合というのが認められる大きな一つになります。そしてもう一つが閲覧することができる場合でございますが、 に書いてあるところでございますが、次に掲げる活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、市町村長が当該申出を相当と認める場合というものでございます。具体的なものとしましては、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高いと認められるものということでございます。この公益性が高いという考え方につきましては、実は法案がとった後、総務大臣が定める基準というものが出される予定でございまして、抽象的な形ではそこにアスタリスクで書いてありますように調査結果が広く公表され、その成果が社会に還元されていること等というようなことで現在は知らされている状況でございます。もう一つの場合ですが、公共的団体、例としては記載のとおり社会福祉協議会等と書いてございます。あと、あり方検討会の中では自治会なども該当するという議論がされていると伺っていますが社会福祉協議会等が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いものと認められるものがございます。それで四角の右下に等と書かれてございますが、これは営利以外の目的に行う訴訟の提起等による居住環境の確認ということで弁護士さん等が求める場合というのがこの等のなかで認められることになります。具体的には法第11条の2の第1項第3号をご覧いただきたいと思いますが、法第11条の2の第1項の第1号第2号第3号が具体的なところでございます。

もう一つ今回の改正の大きなところでございますが(2)でございます。閲覧の手続き等の整備が具体的になされているということでございます。まず閲覧する場合にその利用目的、どうやって管理するのか、また、その結果としての調査研究の成果の取扱い等を明示して申請いただくということが求められます。具体的には、法第11条の2の第2項で規定されております。その次ですが閲覧した事項を取り扱える者の範囲の明確化というものでございまして、実際に市町村役場に来られます方が申出者といいますが、それとその申出者の関係する会社の職員等で自治体に閲覧に来る方を閲覧者といいますが、それともう一つ閲覧してきた情報を取扱う方が誰かということで閲覧事項取扱者というものが明確に示してそれを市町村長の証明を得ることになってございます。そういった意味で閲覧した事項を取扱える者の範囲の明確化というのが今回なされるということでございます。具体的には法第11条の2の第3項から第6項の間でこの点につきましては規定されております。

す。3つ目でございますが、目的外利用の禁止・第三者提供の禁止ということでございまして、今言ったような目的あるいは範囲を明確にした上でそれ以外の目的にしたような場合あるいは取扱いのできる方以外の第三者に提供することを禁止するということが明記されています。これが第11条の2の第7項で規定されております。その次でございますが、不適正な閲覧等があった場合、不正閲覧等に対する担保ということでございまして、これらにつきましては報告徴収するこれが第11項でございますが、勧告の権限これ市町村長が行うわけですがこれが第8項、それと命令というもので、措置命令については第9項と第10項でそれぞれできるという形で明記されております。第12項におきまして閲覧した者の氏名、利用目的の概要等の公表というものが今回規定されておまして、市町村長は毎年少なくとも1回は公表しなければならないということで規定される予定でございます。

大きな(3)でございますけれども、偽りその他不正の手段による閲覧や目的外利用の禁止に対する違反等に対する制裁措置の強化というのがなされております。具体的にはまず過料の引上げというのがございまして、現在は10万円という過料でございますが、これが30万円に引上げられるというものでございます。もう一つは刑罰規定の新設ということでございまして、今の過料の引上げにつきましては改正案の第51条で規定されています。次に刑罰規定の新設につきましては第46条と第47条で規定されておまして、46条の方は措置命令違反ということでこちらは6月以下の懲役又は30万円以下の罰金ということでございます。第47条の方は報告義務違反もしくは虚偽の報告ということでございましてこちらは30万円以下の罰金というものが規定される予定でございます。

(4)でございますが、施行期日につきましては公布後6ヶ月以内において政令で定める日ということで予定されております。なお、法律案の概要につきましては私どもで総務省から情報いただいておりますので2月の下旬だったと思っておりますが各市町村の方には情報提供をさせていただいている状況でございます。法律案の概要については以上でございます。

関連いたしまして資料の2-2をご覧いただきたいと思います。住民基本台帳の閲覧制度の運用状況についてというものでございまして、実は18年、本年の1月1日現在で各市町村におきまして条例や規則や要綱でどのような形で運用がなされているかというものの調査がありましてこちらにつきましての結果でございます。上の四角のところでございますが、左側が全国の状況でございますが、右側が長野県の本県の状況でございます。A~Cが条例、D~Fが規則でございますがこれらによって運用をしている団体は県内にはございませんでした。その他要綱で行っている団体としてGのところですが真ん中ほどから少し下のところに凡例がありますが要綱その他によりダイレクトメールなど、営業目的の閲覧を禁止している団体が2団体ございました。具体的には2つの町でございますが後ろに一覧表をつけてございまして松川町さんと阿智村さんでございます。片桐さんにはこの制定にもご関与されたと同っておりますが、詳しいことはお聞きしていただければありがたいと思います。一枚めくっていただきますと県内市町村の状況につきましてそれぞれ

2枚の資料で示させていただいておりますが、Gというところが要綱その他で定められているところで一枚目の45番の松川町さんと2枚目の49番が阿智村さんということでございます。本日お手元に資料といたしまして松川町さんの要綱と阿智村さんの要綱につきましてはそれぞれお配りさせていただいております。具体的には松川町さんからの場合2ページ目の第6条の閲覧請求の拒否ということで町長は請求に応じないことができると制度的にはなっております。私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(清水会長)

ありがとうございました。

資料の説明なんですけれども、よろしいですか、事務局。資料2-2なんですけれども、閲覧を禁止している、転記を禁止していると分けて書いてあるわけなんですけれども、まずAの方は見ること自体です。Bの方は見ること自体はかまわない、でも転記は書き写しは手書きでもだめということなんですかね。

(吉澤市町村課長)

はい。

(清水会長)

そういうことですね。

下の方で、要綱その他という書き方をしているんですけれども、これは同じような名称で要領とか、そういう類のものですかね。

(吉澤市町村課長)

そうでございます。

(清水会長)

それからJのところ、以外の団体となっているんですけれども、これはどういうふうなんですか。

(吉澤市町村課長)

具体的には、条例、規則、要綱、内規などにより上記の上を書いてあるような形のもので、閲覧転記などの制限の規定といいますか、設けていない団体でございます。

(清水会長)

設けていないという意味ですね。

(吉澤市町村課長)

はい。

(清水会長)

という前提ですね。長野県の場合は、2自治体がG、つまり要綱その他で規定を設けているということですね。これについては、片桐さんから状況説明をしていただきましょう。お願いします。

(片桐委員)

私の町の事務取扱要綱を作る背景には、住基台帳の閲覧によって書き写していく情報量が多いということがありまして、民間の機関がほとんどになるわけですが、そういう問題がありました。それは今日資料をつけていただきたいと申し上げた住民票資料関係というものに載っているんですけど、これで見ると手元に資料がないので口で申し上げますけど、16年度の年間の計で長野県全体で閲覧の書き写しの量が155,601件でございます。県民が219万人ぐらいですから率に直すと年間に7%ですね、内訳はわかりませんので、すべてが民間であるということではないと思いますけども、いずれにしても7%が出ているわけです。年齢に換算しますと大体5年から6年ぐらいの生まれた子供たちですとか住民の方の分が年間出ているわけですね。こういった多量のデータが出て2次的に情報は漏洩する可能性が否定できないという問題がありました。

それからこの制度自体が、非常に自治体の負担になるというか難しい事業でして、基本的に公開するとしてますので、閲覧にきた者について不当な目的に利用するんじゃないかどうかという審査を、市町村でやりなさいということなんですけれど、実際には書類上は整っていても不当な目的でないとは確定はできないのです。名簿業者らしいといいますが、疑わしいというか可能性があるような業者がきて閲覧をしていくということも否定できないということがありまして、現実には窓口で事務を行っている段階で、不正に書き写したものを例えばポケットに入れる、持ち帰ろうとするとかというような事故が現実に私どもの町でも起きましたので、そういったことを含めて、制限をしたいということで、要綱を策定したということになります。

(清水会長)

はい。という状況なんだそうです。坂本さん、ご意見何かありますか。

(坂本委員)

会長に質問ですけど、市町村長が相当と認めないとだめだということになりますよね。その時にこれはいいんじゃないの、学術調査でしょと、例えば不服申し立てといえますか。そういったことってというのは、何もないので、今回は。

(清水会長)

これは拒否されると行政処分になるでしょうね。処分になるので取消しの不服審査請求なり、訴訟なりは起こせるでしょう。

(坂本委員)

ただこの制度で申し立てを受け付ける制度なんていうのは、この中には入っていないということですよ。

(清水会長)

実際の運用からすると、今、片桐さんの話にもあったように極端な場合というのは排除したいというのが実務ですので、そんな内容事例は出てこないんじゃないかと思います。とにかくものすごいんですよ、取り方ってというのが、朝から夕方までアルバイトを雇ってずっと書き写していくやり方ですから、まるで役所のデータを丸ごと取られてしまうような、それは制限したい、ところが従来の住民基本台帳は制限はできますよという書き方になっているんだけど、非常に漠とした書き方なものだから、どんな基準を設定すればいいか、どう説明すればいいか分からなかったというのが、実情ではないかと思います。

(坂本委員)

今の片桐さんのお話を聞いても、あまりにも出て行くものが大きくてどこかで歯止めかけなければいけない。個人情報とこれだけ言われている時には当然の流れなのだろうと私は思いますけど。これで不都合がおきなければいいんだと思います。

(清水会長)

坂本さんのおっしゃるような危惧というのは条文におとしてみるとそれはあるわけで、利用の目的とかがっていうのをどこまで書かせるかということになると、これは書かせてそれをとった実際の職員から、課の職員や地域の自分の知られたくない人に知られてしまわないとかそういう問題があります。また、利用の目的が本当かどうかということのチェックというのは細かく書かせれば書かせるほど自治体の法的責任が重くなってくるので、難しいところです。非常に簡単に書くと形式的になりますし、詳しく書いてしまうと、自治体からは情報漏洩の問題がどこかで起こってくると思います。詳しく書くとどうしても興味・関心が出てきてしまいますから、人間として、ここは恐らくかなり抽象的な記載で足りるとなるのではないかと思いますけど、条文はそうなっていないので、非常に微妙な問題は残りますね。

(坂本委員)

こういうものにいつも書いてあるのは、必ず国とか自治体はいいんだというのを最初にもってきますよね。民間はどうせろくなことはないという発想がいつも貫かれているわけで、私はあまりいい気はしないものだと思ってますけど。役所は何でも認めてもいいのか。そちらからは漏れないのか。漏れることだってあるわけですね。そこは危惧される場所だと思います。

(清水会長)

その点は、松川町の要綱でも、第6条の2項の(1)にそれに関連することが書いてあるんですが、(2)以下のところは要件を絞っているんですけども、(1)は要件を絞っていないんですね。ここはどんなふうに考えるのかっていうのは、問題ではあります。片桐さんどんなふうに考えてますか。

(片桐委員)

私も官公署だからといって、大丈夫ということはないと思います。最近では、いろんなところの官公署からファイル変換ソフトを使って情報が漏洩というような事件がたくさん起きていますし、そういったところを考えると、民間だから危険で、官公署だから大丈夫ということはない、やっぱり運用がきちんできていないかできていないのかなんらかの形で担保されるというか監査なりの仕組みができていかないといけないと思いますので、要綱についてはこの条文について、特に目的が書いていないのですけれど、個人的な意見とすればそういったことは必要になってくるんじゃないかなと思います。

(清水会長)

説明を補充すると、行政機関は、もともと広範な権限を持っているわけではなく、「法による行政」が前提になっていますので、特定の行政目的のためにしか仕事ができないというのが行政の原則です。ですから例えば、刑事訴訟法の第197条2項というのが、捜査照会っていうのを、捜査機関は自治体に対してできるという規定があるんですね。それは権限付与を与えているだけであって、それに対して必ず警察から問い合わせがあったり、必ず自治体は答えなければいけないかということではなくて、その個別の必要性、本当に捜査のために必要があるのか、あるいは自分のところから出さなければいけないのかっていうのは個別に判断できることになっています。日弁連とかむしろ、全国にある弁護士会に対しても警察から問合せが来ることはあります。相談事例かなんかについてもありません。そういった場合に照会することができる規定が197条2項は、我々日弁連に対しても、それは対応するんですけども、権限があることは認めるけれども、個別のケースについては検討させていただきますというのが、各弁護士会の対応の仕方です。

松川町の要綱でいうと(2)の項の(1)のようなものについては、各自治体がそういった個別の判断をしなければいけないというふうに考え方で対応してくれるのか、今の例

でいえば、刑事訴訟法の197条2項があるから、権限があるんだから、そこから来たら何でも答えてしまうんだよ、というのは、これはずいぶん差が出てくるのかなと。法による行政という観点からすれば、権限を付与するということと個別の場面においてどれだけの権限行使ができるかは別問題ですし、それを受ける側、対面する側の行政機関も法に基づいて仕事をしているわけですから、自分たちでの相手側の都合だけでは、情報は提供できません。そこでバッティングする可能性はあろうかと思います。確かにおっしゃるとおりその規定の仕方からすると、問題はあるだろうと思います。

(坂本委員)

例えばずいぶん前ですけど、グリコ森永事件の時に私のところいきなり電話がかかってきたんです。大阪の警察署からです。なんだと、私を疑っているのと。そんなことないという電話なんですけど、このとき私の住所、電話をわかったのは国会図書館だと思います。国会図書館で私は有価証券法を仕事でずいぶんコピーしたことがあるんだけど、そういう情報を警察に渡しているんですね、図書館で。だからお国の機関ですけども警察がきたらすぐ渡すというようなことは、割と官々で行われるだろうという感じはしますけど。

(清水会長)

長野県内でも、一昨年でしたか、自衛官の募集の関係で市町村が住民の名簿を提供していた問題で、各自治体の調査ということがありました。あの時にずいぶん対応がばらばらでしたね。ちょっと説明してください。

(吉澤市町村課長)

やはり各自治体において自衛隊法で決められているということで応じているところもありましたが制限しているところもございまして、今年の5月には報道機関の報道では県内の3つの市があいかわらず提供しているという報道がされまして私どもの方でも自衛隊の地方連絡部といいますか、行きまして話をさせていただいたりしております。国の方が根拠とするのが市町村に対する資料の提出という、自衛隊法施行令の120条の根拠ではないかと考えているわけですけども、それはあくまでも名簿までを資料の提出の範囲に求めるのは適切ではないのではないかと考えております。そういった形での対応をさせていただいております。

(清水会長)

確かにそこは主語が内閣総理大臣だったんですよね。内閣総理大臣は資料の提供を求めることができる、そういう規定の仕方なんで。

(吉澤市町村課長)

主語が内閣総理大臣は市町村長に対して、必要な報告または資料の提出を求めることができる」と自衛隊法施行令120条に基づいています。

(清水会長)

最後の条文からしてもですね、どこの村に、今16歳、18歳の子が、何という名前で、どこに住んでいるとか、総理大臣が知りたいということはありません。前後の条文からみれば応募なり募集なりの実態がどうなっているかといった概況を総理大臣として把握しておきたいと、そういう条文ですよ、あれは。

(吉澤市町村課長)

資料の提供というのが非常に漠とした規定でございますのでそれが果たしてそれまでというのは、県としては適切ではないと考えております。

(清水会長)

今の例で言うと、自衛官募集に関して住民の個別リストを自治体から集めるという法的根拠が自衛隊にはないのです。ですから、松川町の例で言うと、2の(1)のところの請求は、請求する側からの法律から見て適切なものかどうかというチェックは当然自治体の側ですという関係になるだろうと思います。ですから、長野県内でも小さな自治体、町や村が応じていないというところもずいぶんありました。という実情があります。

関さん、ご意見いかがですか。

(関委員)

意見というのは特にはないのですが、閲覧した結果の情報が漏れないようにするというのは11条の2の6項に書いてありますけども、さくっと書いてあるだけなんでこれだけで十分担保できるのかどうか、ちょっとやや不安な感じだなと思うところです。これは罰則は特にはないのですね。

(清水会長)

これはないですね。8項で勧告を改定し、9項で勧告に従わなかった者に対して命令を出し、命令に応じなかった場合に罰則という関係ですね。

(関委員)

松川町の例で考えると、この法律改正が実現したことによって先ほど今まで判断に迷うというか判断が難しいというか、オペレーションで難しい面があったということなんですけど、現場の方はこの法律ができるのと楽になるという理解をしてよろしいんでしょうか。質問なんですけど。

(片桐委員)

今回、商業目的の閲覧が認められなくなっている形だと思います。商業目的を認めるか認めないかということの議論はともかくとして、その点はクリアされていると思います。ただし先ほどからもありましたけども市町村が官公署でやっています職務上の請求であっても市町村が個々に判断しなければならないのは必ずこれは残りますね。法律の改正の方でも書いてありますが公共的団体では認めますよと書いてありますが、先ほどの説明の中にあった団体の中に、本当にその情報を持っていきちんと管理できるかどうかというところはやはりちょっと疑問が残るところですね。公共的団体に地域の町内会ですとか自治会みたいなものを認めてしまっている、その自治会や町内会の方がきちんとそういった知識をもってきちんと管理をされないとはやはりむずかしいんじゃないかなというのはあります。

それとやはり官公署では警察からの照会が多いんですけども、私の経験からすると一つあったのは刑事訴訟法に基づく資料請求の中でなんらかの事件というか犯罪の捜査でということでしたけど、外国人登録に関する登録で請求がありました。その時に私ども外国人登録につきましては委任を受けている事務ですので入国管理局の方に問い合わせをしまして、きちんと判断をしました。請求の内容は、外国人登録のリストをくれという話でして、出さなかったんです。それでも再度警察署の方からは捜査に協力してくれというようなことで求められるケースもありますので、そういったものはやはりきちんと単に職務上の請求で例えば警察署長さんの印が押してあってもですね、きちんと市町村では見ていかなければならないということはこの法律の改正でも残ると思います。

(坂本委員)

今おっしゃったのは、とりあえずこの町にいる外国人を全部把握しておきたいということですか。

(片桐委員)

だいたいでいうとそういうことです。つまり、外国人の方が犯罪に関わっているのではないかという予想のもとに捜査に協力してほしいので外国人のリストを請求したということですね。ただもちろん個人が特定されていて、きちんとした誰かということであればこれはケースバイケースですがお答えするケースはあると思うんですけど。特定がほとんどされていませんでしたので、お断りしました。

(坂本委員)

国なんかも別に指定されているわけではなく、要するに外国人ということを行っているのですか。

(片桐委員)

そうです。正式にそういった形で請求があがってくることは現実にはあります。

(清水会長)

今の例でいうと現実の情報の先ほどの197条2項には入っているんですよ。197条2項は、「捜査については」と規定していますので、「捜査」というのは調べたいからって、いう漠然としたものではなくて、すでに発生している犯罪事実というのがあって、それに関連して人を調べたりする必要性が生じてくるので、今、片桐さんがおっしゃったように、具体的な特定のこの人、あるいはこれらしき人みたいところで絞り込んでいないものは、そもそも197条2項の前提を欠くことになるので法的根拠はないということになるかと思えますね。

もっとも最近言われている、さまざまな照会が自治体で拒否されている中には、そういうことではなくてただ単に個人情報というだけで、萎縮してしまっている面もあるのではないかと思います。そういった意味では、この問題状況というのは例えば県内でこれに関連している問題が起こっているということがあれば、具体的に出していただいて、意見交換をしてもいいのかなと思います。つまり法的に協力すべきところは提供すべきでしょうし、これは問題じゃないかっていうところは、その事件ごとに検討する必要があります。違法に提供されれば被害者が出てくるわけですから、一義的に違法と区別できないでしょうけれど、問題状況は出しておいたほうが、各自治体としては、今後の運用していくうえでは助かるのではないのでしょうか。御手洗さん、どうですか。

(御手洗委員)

特にはないです。

(清水会長)

それでは、この件は以上とさせていただきます、今の関係では官公署からの職務請求ですか、あるいは弁護士会からでもいいです。どういう事例があるか、自治体で問題になった事例があればそういうものここであけていただいて、ここでの参考にしたいと思いますので、調査してみてください。お願いします。

(吉澤市町村課長)

分かりました。

(清水会長)

次に前回坂本さんから提案されておりました職員のセキュリティに関する意識調査につい

て坂本さんから提案されておりますので説明していただけますか。

(坂本委員)

よく新聞なんか読むとパソコンから何々が流失したとかさかんに言っていますけども、買って家で使っているパソコンとか個人用のノートパソコンなんかの例がすごく多いように見受けられます。職場ではセキュリティの管理者なんかも一応いて、約束ごと取り決めがあってやるんでしょうけど、職場では終わらないから家に持ち帰るとかですね。そんなところでいろいろぼろぼろ出てきているように思います。そういった状況の背景がどのくらいあるものかというのを、ざっくり聞いておくのもいいのではないかと。あるいは家のパソコンというのはどんなふうにアンチウイルスのソフトを入れてやっていますかとか、わかってますかというところを、ざっくり答えてもらって参考にするというようなところを聞きたい。例えばこれだけじゃなくて、職員の人に一番聞かれては困る情報は何ですかと聞いてもいいだろうし、W i n n y ってご存知ですかって聞いてもいいだろうし、あるいはいくつかセキュリティ上でわからないところがありますかみたいなことが4ページあたりに出てくるんですが、困っていることですかですね。なかなか難しいところがありませんかと。そういうようなことでわかんないことが多いよみたいなポイントが出てきたら、それはそれでガイドラインのホームページに何か作るとか、あるいはセキュリティの研修会みたいな時には必ずそういうことを盛り込んでいくとかというような助けにはなるのではないかと思いました。そんなふうに思いました。

(清水会長)

ざっと見た限りでは非常に答えやすい短時間で答えられればいいなという感じはします。どうですか、委員の皆さん。その内容でやってみようかということなのですが。

(御手洗委員)

家庭で使っているパソコンで、ID、パスワード等で管理をしているかという設問を一個入れていただいた方がいいような気がするんですけど。

(坂本委員)

なんでもかんでも言ってください。そちらの皆さんのほうがお詳しいので。

(御手洗委員)

今回のW i n n y が出てきたのが結局家庭用のパソコンで確か自分の家族が勝手にW i n n y を入れて使っていたのがそもそもの原因だと聞いているんで、その点どういうふうに感じているのかというのを聞いてみたいです。

(坂本委員)

それは家庭用のパソコンをみんなで共有している時に管理者は誰になっているかとか、その話ですね。

(関委員)

家庭の場合だと本人が共有してないつもりであってもパスワードが設定してないと知らないうちに共有状態になっているということです。

(清水会長)

個人個人がもっていても共有化しているということは確かにありえます。

(御手洗委員)

もっと細かく言うと実際にはIDとパスワードを設定していてもファイルへのアクセス権を設定していないと結局それがもれだすことになってしまうのですけども。

(清水会長)

そしたら時間ですので、終わった後にですね、委員の間で話をしてもう少しこれを補強することがあれば補強するという形で実施すると、事務局の方それでよろしいですか。

(吉澤市町村課長)

結構でございます。

(清水会長)

それから今日は、つい最近出たばかりの杉並区の住基ネット訴訟の判決を資料として配ってあります。それは唯一自治体が東京都と国を相手にして個人選択制の形での送信を認めろという裁判をおこしてそれが認められなかったという内容です。自治体が裁判をおこすところという形になるのかなと、選択制で裁判をおこすところという形になるのかなと思いましたが。問題になりそうなことは全部主張してそれについて全部けられたというふうになっているのですが、自治体選択制を主張しているわけではないし、住基ネット全体を否定しているわけでもない。住基ネットを認めた上で選択制を認めろという内容になっているのですから、自治体としては法律的には主張はしにくかったような気がします。アンケートの中では横浜市の選択制も違法だというふうに書かれています。逆に矢祭町や国立市のような全面的に参加しないところについては言及されていません。要旨もですのでご参考ください。以上で今日の議題とするところは終わったかと思しますので、これからのことについては、この後委員の間で打合せします。いくつか課題もできましたので次回までに準備できることは進めていって次回も充実した議論をしたいと思えます。

今日は皆さんご協力どうもありがとうございました。

(田中知事)

それから読売でも報じられましたけどその文章をまだ市町村にいったの見てないけども、ちょっと入手しといて。総務省が、住基カードがこないだ私どこかで66万枚ですっていったら、総務省から連絡がきて68万枚の誤りですって直接きたんで気にしてたなと思ったんだけど、全国で68万枚で住基台帳人口の0.54%なので、言っているように、年金に関しても私は年金通帳作れと言ったらカードでとか言ってますけど、泥縄式でむしろこれを続けるのであればこうやって多機能化を積極的に検討するように、しかしながら自治事務なんで総務省がこれを使えと言えない大変隔靴搔痒なところなんだろうと思いますけどもね。これ通知を各市町村に出したというから至急もらって皆さんにお配りしといてください。

(司会)

それでは第3回の審議会につきましてはここで閉じさせていただきます、後ほど資料については今コピーをしておりますので、また別室でお渡しできるかと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次回の審議会につきましてはあらかじめ委員の皆様からご都合を伺いましてご連絡してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。